

# 化学物質のリスクアセスメントの実際

日本労働安全衛生コンサルタント会 顧問 後藤博俊

平成26年の労働安全衛生法の改正により事業者の義務とされた化学物質のリスクアセスメントの規定は、平成28年6月1日から施行された。その対象となる化学物質の中にはどこでも使用されているようなものも含まれているため、非常に多くの事業者にリスクアセスメント義務が課せられたことになる。

それから既に1年以上が経過した。多くの事業場では何らかの対応を取られていると思う。一方、何をどうやつたら良いのか迷っておられる方も多いだろう。迷っておられる方の多くは、ただでも取つ付きにくい化学物質のこと、そのリスクアセスメントの実施となり、非常に難しく考えておられるようである。しかし、化学工場は別として、通常のユーザーにとって、それ程難しいリスクアセスメントを実施する必要はないだろうし、実施しようにも、その対象もないと思う。

そこで、化学物質の通常のユーザーが労働安全衛生法の求めているリスクアセスメントを実施するための必要事項とその結果取るべきリスク低減措置について考えてみたい。